

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

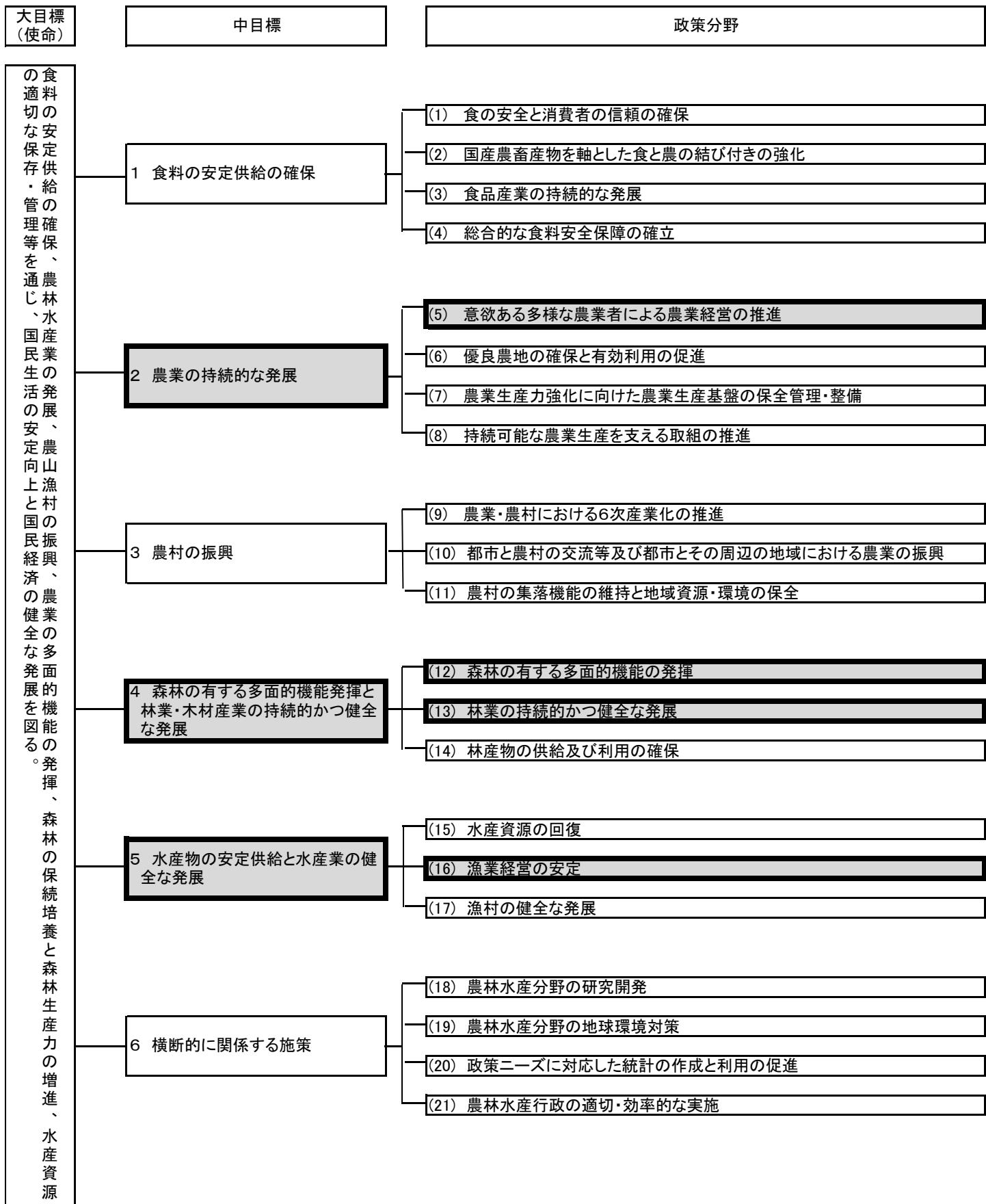
（新設 ◎拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 <del>法人住民税</del> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者等の法人税率の引下げ	
要望内容 (概要)	法人税改革において、国内企業が高付加価値分野を国内に残すこと等により質の高い雇用機会を確保することが不可欠の課題となっているため、法人税率の引下げ又は中小企業者等の法人税の軽減税率の引下げが行われる場合において、付加価値向上のためのバリューチェーンの一端を担う農業協同組合等についても、こうした法人税率の軽減の趣旨を反映した措置が講じられるよう配慮すること。	
関係条文	法人税法第66条	
減収見込額	[初年度] - ( - ) [平年度] - (法人住民税 : 法人事業税 : ) [改正増減収額] (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 地域経済の柱となっている中小企業者、農林漁業者を支援することによる地域経済の維持・活性化</p> <p>(2) 施策の必要性 協同組合は構成員である中小事業者等に最大奉仕をすることを目的とする相互扶助組織であり、協同組合等に対する支援の効果は構成員たる組合員等に及ぶことになる。</p> <p>かかる観点から、法人税率の引下げ等を行う場合には、農林漁業者等を構成員とする農業協同組合等についても、同様の措置を講ずる必要がある。</p>	
本要望に 対応する 縮減案		
担当者等 (連絡先)	<p>担当課：経営局協同組織課（課長）山北幸泰（課長補佐）花里稔（担当）荻原義信 電話：(代表) 03-3502-8111 (内線) 5220 (直通) 03-6744-2164 (FAX) 03-3502-8082 担当メールアドレス：<a href="mailto:yoshinobu_ogihara@nm.maff.go.jp">yoshinobu_ogihara@nm.maff.go.jp</a></p> <p>担当課：林野庁経営課（課長）橋本裕治（課長補佐）菅野泰治（担当）森 満輝 電話：(代表) 03-3502-8111 (内線) 6083 (直通) 03-6744-2288 (FAX) 03-3502-1649 担当メールアドレス：<a href="mailto:mitsuteru_mori@nm.maff.go.jp">mitsuteru_mori@nm.maff.go.jp</a></p> <p>担当課：水産庁水産経営課（課長）竹内純一（課長補佐）山川勝彦（担当）山下英史 電話：(代表) 03-3502-8111 (内線) 6596 (直通) 03-3502-8416 (FAX) 03-3591-1180 担当メールアドレス：<a href="mailto:eiji_yamashita@nm.maff.go.jp">eiji_yamashita@nm.maff.go.jp</a></p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
		《中目標》 (農協) 農業の持続的な発展 (漁協) 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 (森組) 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
		《政策分野》 (農協) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 (漁協) 漁業経営の安定 (森組) 林業の持続的かつ健全な発展
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
政策目標の達成状況	同上の期間中の達成目標	—
	—	—
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数見込み 平成 27 年度 <農協>647 件 (全国の総合農協等 (信用・共済・経済連等含む) のうち課税所得が発生した総合農協等の数の 3 年平均から推計) <漁協>725 件 (全国の漁協等 (漁連・信漁連含む) のうち課税所得が発生した漁協等の数の 3 年平均から推計) <森組>407 件 (全国の森林組合のうち課税所得が発生した組合の数の 3 年平均から推計)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	農業協同組合等は組合員のために最大奉仕することを目的としており、農業協同組合等に対する支援の効果は広く組合員に波及する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	協同組合等の事業分量配当の損金算入
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	農業協同組合等についての法人税の軽減をすることにより、事業の継続に必要な最低限の内部留保が確保されるとともに、配当コストを軽減することでその効果は出資者である組合員に波及し経営の安定に寄与することとなる。

税負担軽減措置等の適用実績	<p>平成 25 年度実績</p> <p>&lt;農協&gt;</p> <p>件数 636 件 (全国の合農協等 (信用・共済・経済連等含む) 741 のうち課税所得が発生している組合数)</p> <p>税額 法人住民税額 24,097 百万円</p> <p>&lt;漁協&gt;</p> <p>件数 728 件 (全国の漁協等 (漁連・信漁連含む) 1,036 のうち課税所得が発生している組合数)</p> <p>税額 法人住民税額 473 百万円 ※算出基礎としたデータは平成 24 年度が最新であるため、直近 3 力年の平均により求めた。</p> <p>平成 25 年度推計</p> <p>&lt;森組&gt;</p> <p>件数 398 件 (全国の森林組合) 671 のうち課税所得が発生している組合数)</p> <p>税額 法人住民税額 83 百万円</p>
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	一
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	一
前回要望時の達成目標	一
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	一
これまでの要望経緯	一
ページ	3—3

# 政策体系(農林水産省)



(注)1 本政策体系は、平成22年度農林水産省政策評価実施計画(22年8月10日決定)に基づき作成

2 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/seisaku.pdf>)参照